

南丹市国民健康保険運営協議会議

日 時 令和 7 年 1 月 24 日（金） 午後 1 時 30 分から 3 時
会 場 南丹市役所 3 号庁舎 第 4 会議室

出席者

- 被保険者代表 麻田委員、シャウベッカー有香委員、勝山委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 高屋委員、秋田委員、竹中委員
- 公益代表 桂委員、湯浅委員、榎原委員、田井委員

- 事務局
柴田市民部長、市民課 森課長、越浦課長補佐、高屋係長、出野主事
- 関係課職員 健幸まちづくり課 中西課長補佐

欠席者

竹原委員（被保険者代表）
辰巳委員（保険医又は保険薬剤師代表）
森山委員（被用者保険等保険者を代表する委員）

会議録

1. 開会

2. 挨拶

会長： 本日は南丹市の国民健康保険税率案について、非常に関心の高い重要なお話になります。忌憚のないご意見を賜って、円滑に進むようにご協力をよろしくお願いします。

事務局： 規則第 7 条第 1 項の規定により会議の議長は会長が行うこととなっています。

<出席状況の報告>

事務局： 本日の欠席通告委員につきましては、竹原委員、辰巳委員、森山委員の 3 名となっています。出席委員は被保険者代表・保険医または保険薬剤師代表・公益を代表する委員より各 1 名以上となっています。本日の出席は 10 名で過半数に達しておりますので、規則第 7 条第 2 項の規定により本協議会が成立していることを報告します。

<会議録署名人の指名>

3. 議事 「令和 7 年度南丹市国民健康保険税の税率改正について」

事務局：

国民健康保険事業費納付金について説明します。

令和7年度納付金は、本算定見込みで9億1,959万4,448円となります。1人当たりの納付金の負担額は15万9,430円です。納付金が急激に増加しました令和5年度と比較しますと2万8,394円1人当たりのご負担が増加している現状です。割合に戻しますと約21%増加している結果となっています。

現行の保険税率と京都府が示しています標準保険料率と比較しますと、全体的に標準保険料率より低い保険税率となっています。特に、被保険者皆様にかかります医療分の保険税率につきましては、大きな差が発生しているような状態になっています。大きく差がある箇所のみではありますが、医療分の所得割が2.74%、均等割が1万1,799円、平等割が3,982円標準保険料率より低い値となっています。その他につきましても、標準保険料率より低い現行の保険税率となっています。当市におきましては、南丹市の財政調整基金の状況、今後の安定的な国保事業の運営、被保険者負担を総合的に検討し、南丹市の保険税率を設定する必要がある出てきています。

南丹市国民健康保険改正税率案について説明します。

令和6年度に引き続き、令和7年度においても京都府への納付金見込額は急激に増加しており、南丹市国民健康保険の現税率の収納見込みでは国保財政が賄えない懸念があります。そのため、京都府が示しております標準保険料率への設定は引き上げ幅が大きく、被保険者様の負担におきましてもたやすいものではないと認識しています。国民健康保険事業特別会計基金の保有状況を考慮し検討しましたところ改正税率案では医療分の所得割を7.12%から7.97%、均等割を2万4,300円から3万1,000円、平等割を1万9,600円から2万3,000円、支援金分の所得割を2.83%から3.0%、介護分の所得割を2.40%から2.76%に引き上げを考えています。また、支援金分、介護分の均等割及び平等割につきましては、据え置きとさせていただくことを提案します。

モデルケースによる試算について、ピックアップをして説明いたします。

ケース1は単身世帯40歳で、収入内容は給与収入等はなしです。この世帯に関しましては7割の軽減が適用されますので、現行で言いますと年額が2万2,700円から2万5,800円で増加額は3,100円となります。

ケース4は年金受給夫婦世帯で、夫婦ともに65歳で収入は320万円です。夫は年金収入が250万円で妻は年金収入が70万円です。こちらの世帯では、2割軽減が適用される世帯になっています。現行の税率で言いますと17万2,000円で、改定後は19万5,300円となります。増加額は2万3,300円となります。

ケース5は子育て世帯のケースで夫40歳、妻35歳、子どもが中学生、小学生の2人となります。収入内容は490万円で、給与収入となります。こちらの世帯に関しましては、軽減対象外となっています。現行の税率では55万6,100円で、改定後は62万8,300円となります。増加額は7万2,200円になります。

事務局：

令和7年度南丹市国民健康保険特別会計の予算見込及び基金残高の推移につい

て説明します。

先程、説明のあった提案内容を踏まえ、改正税率案をもとにした試算等を反映した予算見込みについて資料2をご覧ください。第2回の運営協議会からの変更点は、納付金見込額が増加しており、保健事業の支出見込額が減少しています。

京都府に納める納付金がグラフの右下のオレンジ色の枠の中に示している額で約9億1,900万円となっています。提案にあった改正税率案では、国民健康保険税の収入を約5億6,600万円、歳入不足額が約1億4,200万円と見込んでいます。この不足額を現在保有している基金で賄おうとしています。併せまして、資料2の〈参考〉は標準保険料率と現行税率の比較です。現行税率では歳入不足額が約2億2,000万円の見込みで、標準保険料率では、歳入不足額が約5,000万円の見込みです。これに伴いまして、不足額を基金で賄うという話を前段させて頂きました。

基金の推移については資料3をご覧ください。基金推移及び令和7年度基金残高見込みの比較です。前回の協議会では、合併以後の推移をお示ししていますので、本日は、平成29年度以降を掲出しています。令和6年度の決算ベースでは、積立額と取り崩し額の差し引きが約1億円を少し下回るところを想定しています。令和7年度当初での基金残高は約2億1,000万円程度を見込んでいます。令和7年度の歳入不足額である1億4,000万円を取り崩すことで、令和7年度末基金残高は約7,500万円程度と見込んでいます。

ご覧いただいたとおり、現在の税率では前回もご協議いただいた中で、保有残高に大きく影響し据え置きは難しいことをお伝えしたとおりです。また、標準保険税率では令和7年度単体で見れば十分な基金が確保されます。しかしながら、急激な保険税率の上げ幅を考えたときに、被保険者の皆様の家計の状況や納付の計画に大きく影響することは想像がつかます。基金については、従来、国民健康保険予算の総額の5%の保有を目指していたところではありますが、被保険者皆様へのご負担を考えるとともに、まず令和7年度以降の運営を安定的に行えることも熟考した上でお示ししている基金残高としました。

事務局：

南丹市の健康対策について説明します。南丹市では、昨年度策定しましたデータヘルス計画及び特定健診特定保健指導等実施計画を基本に、被保険者の健康寿命の延伸、その結果として医療費の適正化に繋がることを目的に保健事業を実施しています。本日は保健事業の中から特定健診特定保健指導について、取り組みの成果が見えてきました健幸ポイント事業について説明をします。

特定健診は生活習慣病の早期発見早期治療に繋がる健診であり、結果により該当者に対して精密検査の受診勧奨や特定保健指導を実施しています。取り組みを継続することにより、生活習慣の改善を行い健康な生活に繋げています。南丹市の健診の受診状況、特定保健指導の利用状況は、年々少しずつではありますが増加傾向にあります。特定健診対象者の受診状況と治療状況では、40歳から64歳の層では未受診者の割合が高く、未受診者のうち未治療者が多い状況です。現在、受診勧奨や利用勧奨を通知文・電話・訪問等で行っていますが、引き続き取り組み

を行い生活習慣病を未然に防ぐように努めていきたいと考えています。特定健診の受診者の結果については、経年的に血圧の有所見者が多い状況です。

また、年度別の生活習慣病と疾病別の医療費統計では、生活習慣病である糖尿病、慢性腎臓病（透析あり）が上位を占めており、早期の予防を行い重症化への移行を抑制する必要があります。このような結果から、先にも述べました特定健診の受診勧奨、精密検査の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨を船井医師会等にご協力をいただきながら積極的に実施しているところです。

続きまして、なんたん健幸ポイント事業の取り組みについて報告します。この事業では活動量計を持って体組成計での測定により健康の維持や確認を行い、歩く・健診を受ける・体組成計で測定をする・南丹市のイベントに参加することでポイントを貯め、貯まったポイントの最大4,500ポイント分を南丹市商工会の商品券と交換することができます。令和5年度で1,441名の方が参加されており、現在では2,000人を超えています。取り組みの成果につきましては、令和6年9月の広報なんたんにも掲載をしています。令和3年度の参加者において医療費等の分析を行った結果、参加者と非参加者では、開始後2年目で約5万円の差が出ていることが明らかになっています。また非参加者に比べて参加者の方が介護サービスの受給が少ない傾向であることが分かっています。このような結果から、歩くこと・健診を受けること・体組成計で測定して体の状態を知ること・イベントや教室に参加することでポイントが付与され、自分自身も楽しみながら継続し、個人・地域全体が健康になれる取り組みとなっています。1人でも多くの方に事業を知っていただき、一緒に健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。

第2回目の協議会の終了後、本協議会の委員様より医療費等に関わるご意見をいただきました。内容としましては、1年間医療にかからなかった方に対し、特典を付与できないかという内容でした。個々に対する特典の付与は現状では難しい状況ですが、今お話をさせていただきました健幸ポイント事業に参加いただいて、健康もポイントも手に入れていただくことを提案させていただきます。

保健事業はすぐに成果が見えにくい現状があります。先ほど健診での有所見者について、高血圧の方が多く話をさせていただきました。高血圧は、子どもの頃からの生活習慣の積み重ねが大きく左右していると考えられます。現在南丹市では乳幼児健診等から高齢期に至るまでの取り組みの中で、他職種の方にお世話になり専門的な立場からご指導いただいております。生活習慣病予防や重症化対策に取り組んでいるところです。引き続き個人・家族・地域が健康で過ごせるような取り組みを各関係機関と連携し、進めていきたいと考えています。

市民部長： いつも南丹市国民健康保険運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

前回ご協議いただいた内容にもありましたが、収支均衡に近づける標準保険料率を目指し、歳入歳出、基金残高を踏まえながら段階的な引き上げをしていくことを条件に本提案税率を判断いたしました。これまで令和5年に税率を引き下げ、被保険者の皆様方のご負担を少しでも軽減するよう努めて参りました。京都府への納

付金が大幅に増額された年も税率を据え置き、基金を充てることで現状維持をして参りました。しかしながら、ただいま各担当から説明いたしましたとおり、医療費の推計方法の変更により、保険給付費が増額することと前期高齢者交付金は逆に大幅に減少することから、京都府への納付金がさらに増額となりました。このように支出額が大幅に増える中であって、基金を使い切るような危機的な状況を避け令和7年度、令和8年度も安定的な運営を行うため一定額の基金を保有しておきたいと考えております。保険税率を改定するに当たりましては、被保険者皆様方の負担を抑えながらも基金保有額を一定確保するにはどのようにすればよいのか、私たちも時間をかけて何度も話し合いを重ねました。様々な社会情勢の中、被保険者の皆様にはご負担をおかけすることと存じます。何卒、十分なご協議を賜りまして決定していただけたらと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長： ただいま事務局の方から、令和7年度の南丹市国民健康保険税の税率改正について説明をしていただきました。ご質問ございましたらお願いします。

委員： 税率の提案をお聞きして、総合的に色々な要因があると思います。何かを基準にされたり、特に重視された点があるのかお聞きしたいと思います。端的に言いますと、なぜこの税率が出てきたのか知りたいということです。おそらく何かの金額、目安をつけて逆算したらこの税率が出てきたのではないかと思います。分かるようにお伝えいただけたらと思います。

事務局： 京都府が示します標準保険料率への設定が妥当ではありますが、そうしますと非常に引き上げ幅が大きく、被保険者の負担が大きいため、基金を活用しつつ保険税率の引き上げ幅の激変緩和を図りながら基金の保有額も担保する保険税率の設定をしています。医療・支援・介護の所得割は標準保険料率を参考に、支援金及び介護分は乖離幅が低いため標準保険料率への引き上げを行わせていただくことを考えています。医療分の所得割につきましては、本来であればもう少し引き上げることが適当ではありますが、支援金分・介護分の所得割を見直したことにより、所得がある人のみに負担がかかり偏らないために、医療分の所得割の引き上げ幅は基金の保有額を勘案して抑えつつ、抑えました保険税率は被保険者皆様に負担いただく医療分の均等割に転嫁する形になっています。医療分の平等割は、令和4年度税率改正前の保険税率に戻させていただくことで標準保険料率と比較しますと、非常に近い数値となります。基金の保有額を担保しつつ税率を抑える保険税率案となります。

事務局： 併せて会計と基金の状況ですが、見ていただいたとおり現行税率のままでは枯渇します。もちろん被保険者に寄り添いながら、会計と基金の状況を見ています。基金の残高は、従来3億や2億という金額を期首残高で見ていただいておりますので、今回示しています7,500万円は不安になるような金額です。基金については、京都府が財政主体となる以前は、市が保険給付費の支出に耐えられるよう基金の残高を

考えていました。京都府が財政主体となった以降は、保険給付費はほぼ全額普通交付金として交付されますので、市町村の実質負担はなくなったと言えます。以前は、支援金と介護分しか支払っていませんでしたが、医療分が加わってきたので、現在の方が京都府に納める納付金が増えたことが言えます。市町村単位での基金は考え方が様々で、どの市町村をモデルにするかは困難です。税率を上げないといけない場合、基金があるなら基金を使って少しでも激変緩和できないのかというところは、被保険者様側には見えにくい箇所になっています。その考えのもと単年で考えたときに予算総額の 37 億に対しての 5%になると、1 億 8,000 万円程度を残さないといけないことになります。歳入である普通交付金 26 億円は京都府から普通交付金として賄えるものとして、保険給付費分は差し引き、次年度の精算でプラスマイナスが出てきますので、1,000 万円から 2,000 万円程度を置いた上で、その部分を差し引いた 5%と考え方を見直しています。そうしますと、約 37 億 6,000 万円から、普通交付金から約 0.85%の安全率を掛けて、37 億 6,000 万円 から 27 億円分の 0.85%の 22 億 8,000 万円を差し引いた 5%で、約 7,500 万円と設定させていただきました。考え方としては、この 2 つの両面から考えています。

委員： ありがとうございます。数字の検証はさておき、今のお話を聞いていますと基金の残高等を確保して、且つこの保険制度の持続可能性も最低限担保して、負担もできるだけ抑えられるように、ぎりぎりの線を取られたという理解でよろしいでしょうか。

事務局： ぎりぎりの線で考え提案をさせていただいています。

委員： 保険税はその後も上がっていくことですよね。毎年上がるということでしょうか。また最終的に標準保険料率まで上げるといったことなのでしょうか。

事務局： 今後、京都府全体で税率を統一していく方向を国が決めています。そうなれば京都府のどの市町村に住んでも同じ税率になります。

後期高齢者の広域連合はすでに広域化となり、同じ税率です。国民健康保険も同じような方向で今進んでいます。現在、加速化プランがあるので、どこの市町村も少しずつ引き上げを検討し始めているところで、令和 6 年度引き上げた市町村が多くありました。令和 7 年度も引き上げを検討しておられる市町村が比較的多いと聞いていますので、南丹市は令和 6 年度は引き上げをしませんでした、令和 7 年度以降、基金の残高も含めて税率改正を考えているところです。

事務局： 令和 5 年度には確かに引き下げをさせていただきました。その当時は資料の 3 のとおり、基金が積み上がっていたことにより、その基金の有効活用で、国民健康保険運営協議会の委員の皆様からのご意見や議会の議員からのご指摘もございまして、令和 5 年度には引き下げをさせていただいたところです。現行税率で令和 7 年度も据え置く事を考えていました。現時点で査定をした結果では、基金の減り方が

緩やかであると見込んでおりましたが、先ほど担当からの説明のとおり、納付金が大幅に上昇する事態になっています。基金のあり方はこれまでは会計の総額の5%ということで1億5,000万円から1億8,000千万円の保有を一定のルールで行ってきました。保険給付費については、京都府が平成30年から事業主体になったことにより、一定財政運営は図れたところですが、納付金の中には医療費を含む水準も含まれていますので、均衡にいくためには京都府が示している標準保険税率が全てになってきます。税率を上げることは、市民の皆様に負荷もかかります。まずは基金のあり方について、考えを改めたところから税率を出させていただきました。

今、京都府下でも、国保の保険税について検討されており、令和17年頃に京都府内の国民健康保険税が完全統一する方向に向いていますので、少しずつ段階的に標準保険税率に、令和7年度以降は税率を引き上げていくことになろうかと思えます。

委員： ありがとうございます。結局、医療費水準を下げれば良いということですね。歳出の保険給付費が削減することで歳入がそうどんどん増えるわけではないので、無駄な医療費を使わないことや、高額医療になるような病気を早期発見して、透析にならないように糖尿病の人を早く見つけることに力を入れるべきことですね。医療側としては、無駄なお薬を出さないことや予防に力を入れることを目指すべきですね。

議長： 被保険者代表の委員の皆さんから、何かご意見はございますでしょうか。先ほど説明していただいたように、保険税率は上げていかざるをえない状況です。近い将来、保険税率を京都府内統一されるところに、急激に上がるのをどのようにして避けながら、残った基金を維持しながら運営していくことを色々苦慮された結果、今回の案が出てきているわけですが被保険者の皆様には負担が出てきます。せっかくの機会ですからご意見がございましたらお願いします。

委員： 徐々に保険税が上がっていくことは仕方がないことだと思います。これから先、世の中がどのような状況になって生活がどう苦しくなっていくか分からないなかで、もし保険税が支払えない状態になった場合、医療機関の受診は受けられないのでしょうか。

事務局： 滞納されている方が医療が受けられないということは、現状の制度ではありません。

委員： 「下げて欲しい」という訳には、もういかなのような状態なので「仕方がない」と言わざるを得ないと思います。国保税にしても税金にしても、上がっていくのであれば、それに見合うサービスをしっかりと受けたいというのは、一生活者の希望だと思います。税金が上がったのに、「こんなことしかしてもらえなかった」という不満がないような施策をしていただきたいと思います。

議長： 先ほどの幾つかの説明の中にも、南丹市さんとして予防事業を展開しているというお話もありましたし、その中にはその予防医療の問題もありました。色々な取り組みがなされているので、できるだけ新たな内容を展開して、住民の皆さんに行き届いたサービスを展開していくことは強く希望されていることなので、負担が大きくなることは受け入れてもサービスの低下に繋がらないような、市の政策をしっかりと継続していただくことが必要ではないかと思います。また、きちんと市民の皆様にも周知していくことで、より納得して保険税の上がることについて受け入れていただきやすくなるのではないかと思います。しばらくは、この状態が継続していく形になりますので、やはり市民サービスがきちんと行われていることはアピールしていただきたいと思います。

他に被保険者の皆様の方からご意見がありましたらぜひお願いします。

委員： 色々な事業をしていただけていますが、私は美山町で過疎の町に住んでいます。参加したいと思っても車の運転ができないことや、会場に行き着くまでのことで問題があります。開催場所を考えていただけたら、少しでも参加される方も増えますし、先ほどから言われてますように、どうしたら税率が下がるのかと言われても、どうにもならないと思います。事業はしていただけてますが、サービスがやはり低下しないように意識を高めていくようなことも考えていかなければならないと思います。

事務局： 先ほど保健事業等で色々な事業を説明させていただいたところですが、今ご意見をいただきましたように、南丹市は広く、中央的な場所での事業も多くなっておりますので、ご意見を参考にさせていただきまして、一人一人が活動しやすい場づくりの検討をさらに行っていきたいと思います。

議長： ありがとうございます。他に委員の皆様からご意見ございませんでしょうか。先ほど年齢や家族構成でモデルケースを幾つかご説明がありましたが、このような点も踏まえて、何かご意見がございましたらお願いします。

委員： それぞれの理由があるとは思いますが、滞納分を減らすという方策は考えておられますか。

事務局： 滞納分を少しでも減らす取組みとしましては、今回の税率改正に当たりまして検討いたしました。一番最適な方法としましては、窓口にくられた際に保険税の口座引き落としを徹底的にお願いするということになります。それに加えて、来年度から統一QRコードの導入や、スマートアプリ決済など、納付手段の拡大を考えています。また、地方税機構と協力しながら、滞納となっている方の納税交渉もしっかり行っていこうと考えています。

委員： ありがとうございます。今お伺いしていると、あくまでも市役所から納めやすくしますので納めてください、という取組みだと思います。滞納されてる方の中に

は、払わなくても良いと考えている人もいます。もっと積極的に取り立てる方法は考えておられますか。

事務局： まずは滞納繰越分を増やさないことで、今はある一定の期間が過ぎて督促状を送った後は、税機構が管理して分納の誓約や財産を確認して差し押さえをおこなうことを一定されています。私たちが現状できることは、現年度分をできる限り滞納分として繰り越さないことが大事なのではないかと考えています。

委員： ありがとうございます。これにこだわるわけではありませんが、やはり納めるべきものを納めると、しっかり物事が言えると思います。何も納めなくてサービスを受けるのは、やはり駄目だと思いますので、非常に厳しいかもしれませんが、滞納があればすぐにでも徴収することが大切だと思います。それ位しないと多分滞納分は全然変わらないと思います。また年々増えるのではないかと思いますので、少しでも減らしていただきたいと思います。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。

議長： 皆さんにご意見を言っていただきましたので、審議については終了します。ご協力ありがとうございました。

それでは、令和7年度の国民健康保険税率について、事務局の提案について了承することによってよろしいでしょうか。了解いただけましたら、挙手をお願いします。

＜満場一致＞

議長： それでは、令和7年度の国民健康保険税率については、税率改正を行うこととして市長に対し答申をいたします。なお、答申の文面につきましては会長と副会長に一任いただけますでしょうか。

（異議なし）

議長： ありがとうございました。それでは引き続いて、報告事項に移ります。
南丹市国民健康保険税条例の一部改正予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 南丹市国民健康保険税条例の一部改正予定について説明します。
令和7年度から、国民健康保険税の賦課限度額と軽減判定所得の見直しが予定されています。国民健康保険税は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護分の3つで区分構成されています。限度額はそれぞれの区分における所得割、均等割、平等割の合計が一定額を超えて賦課されないように、地方税法により定められた限度額を言います。現行では医療分が65万円、後期高齢者支援金分24万円、介護分17万

円が賦課限度額として規定されています。令和7年度は、国において医療分が1万円増額の66万円・後期高齢者支援金分が2万円増額の26万円と賦課限度額の引き上げが検討されており、地方税法が改正される見通しとなっています。

併せまして法定軽減として一定所得以下の方に対して均等割と平等割を軽減する制度があります。軽減判定をするための所得金額の範囲を引き上げる改正も国により検討されており、地方税法が改正される見通しとなっています。具体的には、世帯の被保険者1人当たりに乗じます金額を5割軽減対象者は1万円、2割軽減対象者は1.5万円引き上げることが検討されています。これにより低所得者への保険税負担を軽減しつつ、必要保険税収を確保する際に高所得者にご負担いただくことで中間層に配慮した税率設定が可能となります。予定では今年度中に地方税法が改正され令和7年4月1日施行となる見込みです。それに併せまして本市におきましても一部条例改正を予定しておりますので、報告させていただきます。

委員： どのくらいの人たちが軽減されて、高額所得者はどれぐらいの負担が増えるのでしょうか。健康保険に加入している人たちの割合でいいますと、どのくらいの方に影響があるのでしょうか。

事務局： おおよそ年金や給与収入で賦課限度額が上限に達する方で、約1,170万円の収入があり、所得計算をしますと約970万円ある方が、この賦課限度額の影響を受ける方になっています。南丹市で令和7年度予算用に試算しました結果、賦課限度額の影響を受ける世帯は、医療分では3世帯、支援金分では5世帯となっています。今回、法定軽減の影響を受ける世帯数は、5割軽減では医療支援金分が改正前569世帯から改正後584世帯、2割軽減では、455世帯から改正後は456世帯、5割軽減に関しましては延べ19世帯、2割軽減が延べ5世帯増加するような見込みとなっています。

南丹市の予算として影響が出るのは約8万円税収が減るという見込みです。

委員： ありがとうございました。そうしますと運営に関する影響が少しの範囲で済むということでしょうか。しかし税率が上がることは、各世帯の税金は上がることなのでしょうか。

事務局： そうです。

議長： 他にご質問ございますでしょうか。

(質問なし)

議長： 以上で議事は終了します。

4. その他

委員： 南丹市の市政全体にも関係することだと思いますが、南丹市全体の予算が厳しい状況で色々な所で削減が始まっています。美山町や日吉町では小学校は統合され跡地で活用してた指定管理は外れていき、どんどんコミュニティの場所が無くなっています。デジタル化が進み、中央でデータを取るから大丈夫みたいな目線がどうしでもあるような気がします。

特に健康に関しては、人と人が会って話をしないとその人の健康状態は分からないと思います。決まったことをまた蒸し返しますが、やはり職員の方が、色々な所に出かけられ市民の話を聞かれることは、非常に大事なことだと思いますので、市政運営は大変とは思いますが市民も意識して、色々な意見を言っていきたいですし職員の方も、今後ますます市政に関わっていただきたいと思います。

市民部長： ご意見ありがとうございます。職員の人数も限られておりますが、やはり、それぞれの地域に出向き、市民の皆さんと膝を突き合わせて話を聞くことがまず基本だと思っておりますので、今後も心がけていきたいと思えます。ありがとうございます。

会長： 非常に貴重なご意見でしたので、税率が上がっても良いサービスが受けられると安心して地域に住んでいただけたらと思います。市の方でぜひ、お考えいただきたいと思えます。

市民部長： 皆様方、本日は慎重なご審議をいただきありがとうございました。次年度は保険税率の引き上げとなりますが、市の国保財政を健全に運営していくため我々も努力を重ねて参ります。皆様が健康で医療費が少しでも抑制できるように、健診事業での受診勧奨や予防対策の啓発など、保健事業を市民の皆様と一緒に考えていくよう一層力を注ぎます。本日お聞かせいただきました貴重なご意見を肝に銘じまして、国保行政に邁進いたしますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

5. 閉会

6. 挨拶

副会長： ご協議いただきありがとうございました。非常に厳しい財政事情の中、増税という話になりましたが、やむを得ないという委員の方々のご意見も踏まえて答申ということになります。ご意見にもありましたように、ただ増税するだけではなくて、それに見合うだけのサービスが受けられるよう、少しでも答申にも反映できればと思っております。本日はありがとうございました。

以上